

宮城県公報

行 城 県
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (農林水産経営支援課) 一
○栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則 (農村整備課) 一

規 則

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年宮城県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

栗駒ダム操作規則の一部を改正する規則

栗駒ダム操作規則(平成二十四年宮城県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「宮城県北部地方振興事務所栗駒ダム管理事務所長」を「宮城県栗原地方ダム総合

事務所栗駒ダム管理事務所長」に改め、同条第二項中「宮城県北部地方振興事務所」を「宮城県栗原地方ダム総合事務所」に改める。

第三条第一号ホ(1)中「取水ゲート 内径一・六メートルから二・六メートルのもの一門」を

「取水ゲート 取水口高さ三・〇メートルで長さ一七・八メートルのもの一門 内径一・六メートルのもの一門」に改め、同条ホ(2)中

低水取水ゲート 高さ二・〇メートルで幅一・二五メートルのもの二門

制水ゲート 内径一・八四メートルのもの一門

「取水ゲート 一分につき〇・四メートル」を

「取水ゲート 開閉の速さ 一分につき〇・三メートル

低水取水ゲート 開閉の速さ 一分につき〇・三メートル に、「〇・二五四メートル」を「〇・

制水ゲート 開閉の速さ 一分につき〇・三メートル」

「メートル」に改め、同条第二号ニ中「設計洪水水位」を「設計最高水位」に改め、同条ホ中「サーチャ

ジ水位」を「洪水時最高水位」に改め、同条ヘを次のように改める。

ヘ 平常時最高貯水位 標高一九八・〇メートル(非洪水期間)

第三条第二号ト中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改め、同号チを削り、同号リを同号チと

し、同号ヌを同号リとし、同号ル中

「九、一〇三、〇〇〇立方メートル(洪水期間)

四、一九一、〇〇〇立方メートル(非洪水期間のうち五月一日から同月二十

五日まで)

五、一四〇、〇〇〇立方メートル(前記以外の非洪水期間)

「九、一〇三、〇〇〇立方メートル(洪水期間)

五、一四〇、〇〇〇立方メートル(非洪水期間) に改め、同号ルを同号ヌとし、同号ヲ中

「三、六五五、〇〇〇立方メートル(洪水期間)

一〇、二八六、〇〇〇立方メートル(非洪水期間のうち五月一日から同月二十

五日まで)

七、六一八、〇〇〇立方メートル(前記以外の非洪水期間)

「三、六五五、〇〇〇立方メートル(洪水期間) に改め、同号ヲを同号ルとし、同条第六号ロ

七、六一八、〇〇〇立方メートル(非洪水期間)」

中「(五月一日から同月二十五日までは標高二〇二・〇メートルまで)」を削る。

第十条中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に、「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改める。

第十一条第一項第五号中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改める。

第二十一条第五号を削り、第六号を第五号とする。

第二十二條第一号イ中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に改め、同号ロ中「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に改める。

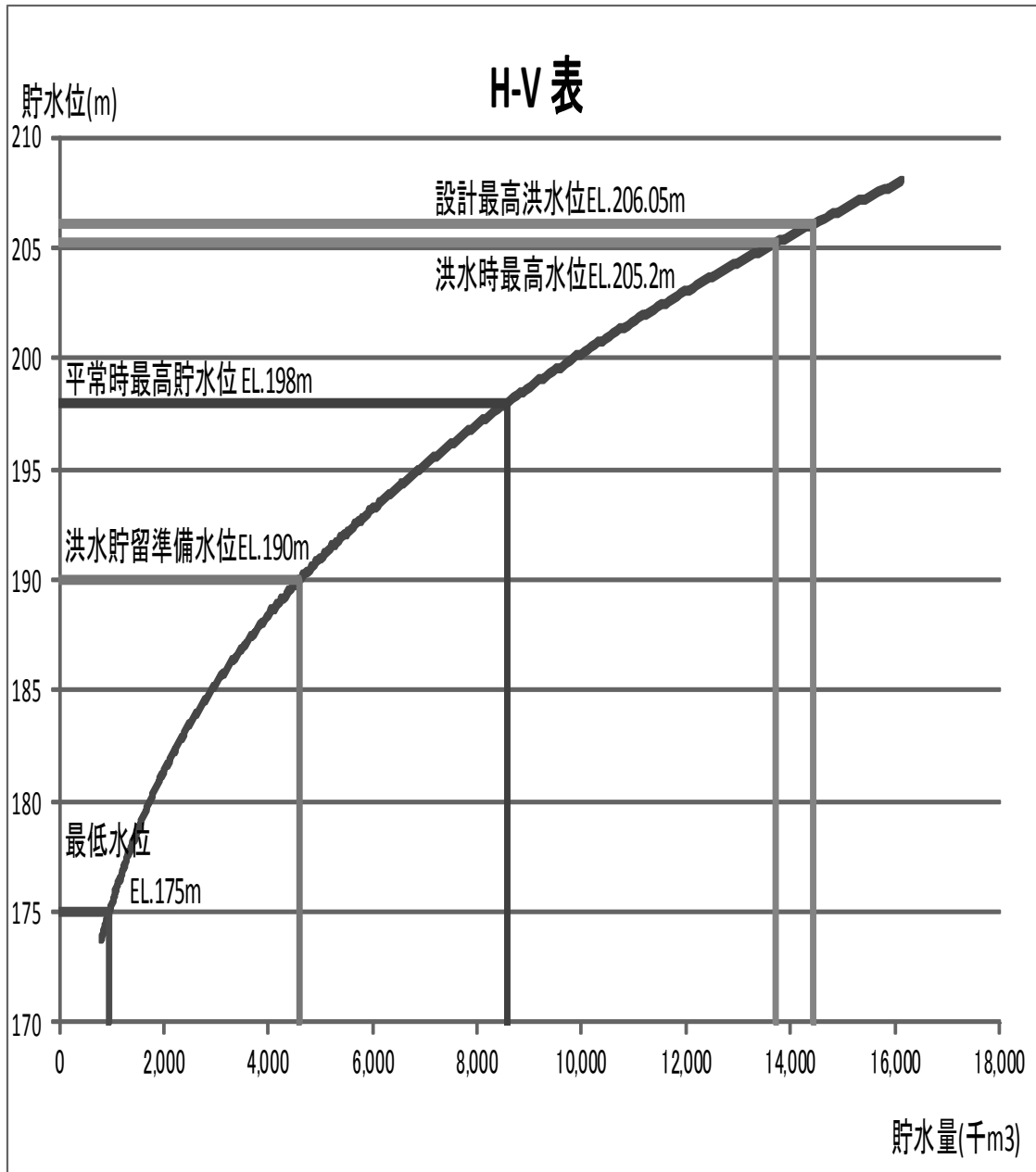
第二十三條中「制限水位」を「洪水貯留準備水位」に、「常時満水位」を「平常時最高貯水位」に、「制限水位等」を「洪水貯留準備水位等」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三條關係）

期 間	発電所放流口地点水量
三月二十七日から三月三十一日まで	毎秒〇・八二六立方メートル
四月一日から四月二十五日まで	毎秒〇・七九一立方メートル
四月二十六日から五月十日まで	毎秒七・二三〇立方メートル
五月十一日から九月十日まで	毎秒五・二〇四立方メートル
九月十一日から翌年三月二十六日まで	毎秒一・三四四立方メートル

別表第三を次のように改める。



別表第五宮城県栗原地方ダム総合事務所長の項を削る。
附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。